

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	教育総務課	
連絡先(内線・外線)	6117	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月16日
	上半期提出日	令和4年10月4日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	ステップワゴン(教育長車), アクティ
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	令和4年4月からアクティ車1台の増車

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	1台（教育長室）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫2台・冷凍庫2台	冷蔵庫：11階リフレッシュルーム/11階1101ミーティングルーム 冷凍庫：11階1101ミーティングルーム
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施日	実施人数	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	847	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 29.4% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2878	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」
 ※55%: 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	6	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 85.7% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	7	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
------------	---	---

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

教育委員会用封筒（長3、角2）作成時に、「鈴鹿エコモーション6」の取組をPRする表示を記載する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

目標どおり、教育委員会用封筒（長3、角2）に「鈴鹿エコモーション6」の取組をPRする表示を行った。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G			
年間計画 (P) (当初入力)		該当なし					
実施結果 (D) (3月入力)							
評価 (C) (3月入力)							
改善 (A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

職員一人一人が環境に対して優しい行動に努めた。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市学校給食センター	
連絡先(内線・外線)	6220	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月16日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月21日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器(業務用・第一種特定製品)		9台			
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)							
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日			
4月7日		7月5日		10月4日		1月10日			
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。									
4月~6月		7月~9月		10月~12月		1月~3月			
○		○		○		○			
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの							対象台数		定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上【50kW以上】・・・1年に1回以上							9		実施した
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力									充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量									
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				遵守		変更点			

2		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫（第一種特定製品）	冷蔵庫：12台、冷凍庫：4台、冷凍冷蔵庫：1台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
4月7日		7月5日		10月4日	
1月～3月 点検実施日		1月10日			
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月		7月～9月		10月～12月	
○		○		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 				17	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				4.72kg HFC R407C	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況（入力：3月）		遵守	変更点		
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

3		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷房機（家庭用）	16台 多目的室、休憩室、更衣室、廊下、2Fビ-見学廊下、2Fエントランス、事務室、和え物室×1台、調理室×3台、コンテナ室（西）×2台、洗浄室 × 3台、揚げ物、焼き物、蒸し物調理室 × 3台
年間総合実施状況（入力：3月）		遵守	変更点		
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	5台/2F洗濯室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車を使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台/R1 N-VAN
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	300㎡/40台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）/冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	冷房機（エアコン）及び冷却塔（冷温水発生器）	【冷房機（エアコン）R410A×1.6台】 【冷却塔（冷温水発生器）1台】 （合計352KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	冷房機（エアコン）及び冷却塔（冷温水発生器）	【冷房機（エアコン）R410A×16台】 【冷却塔（冷温水発生器）1台】 （合計352KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	冷房機（エアコン）及び冷却塔（冷温水発生器）	【冷房機（エアコン）R410A×16台】 【冷却塔（冷温水発生器）1台】 （合計352KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設定の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	【ボイラー3台】（伝熱面積）9.98㎡（熱出力）1.25kcal/h（燃料消費量）115.8mN/h （冷温水発生機1台／（伝熱面積）11.0㎡／（燃焼能力）17.3mN/h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第6条	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法／前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm3/窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	冷温水発生機小型貫流ボイラー	（冷温水発生機1台／（伝熱面積）11.0㎡／（燃焼能力）17.3mN/h） （小型貫流ボイラー3台／（伝熱面積）9.98㎡／（燃焼能力）112.7mN/h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第11条	届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法）若しくは第二号（添付書類に記載したばい煙量やばい煙濃度の量等）に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm3/窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	冷温水発生機小型貫流ボイラー	（冷温水発生機1台／（伝熱面積）11.0㎡／（燃焼能力）17.3mN/h） （小型貫流ボイラー3台／（伝熱面積）9.98㎡／（燃焼能力）112.7mN/h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第13条, 第16条	第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない 第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー(ばい煙発生施設)】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm ³ /窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	冷温水発生機小型貫流ボイラー	(冷温水発生機1台/(伝熱面積) 11.0㎡/(燃焼能力) 17.3m ³ /h) (小型貫流ボイラー3台/(伝熱面積) 9.98㎡/(燃焼能力) 112.7m ³ /h)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	-
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	実施人数	実施日	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R=Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】							
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する							
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年間の電子決裁数を入力 →</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">67</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">20.2%</td> <td rowspan="2" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td style="text-align: center;">331</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	67		20.2%		年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	331
年間の電子決裁数を入力 →	67					20.2%	
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	331						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">もう少し努力できる</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>				もう少し努力できる			
			もう少し努力できる				

【環境目標 7】								
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める								
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">7</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">77.8%</td> <td rowspan="2" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数		7	77.8%		「支出負担行為（単契物品）」の枚数		9
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数		7	77.8%					
「支出負担行為（単契物品）」の枚数		9						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; color: yellow; font-weight: bold;">徹底されている</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>				徹底されている				
			徹底されている					

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する
R4年度作成枚数 → 0
【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標
飲用牛乳の牛乳パックは、日本テトラパックのベルマーク運動に参加し、リサイクル推進を図る。 また、調理に使用した調理用牛乳パック（紙容器）も廃棄せず、掲示板で再利用を募集し、資源の有効活用を図る。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
給食センター分の飲用牛乳の牛乳パックを廃棄せず、日本テトラパックが取り組んでいるベルマーク運動に参加しリサイクル活動を行った。 また、調理に使用した牛乳パック（紙容器）も廃棄せず、掲示板で再利用を募集し資源の有効活用が図れた。（配付先：保育所・小学校・公民館）

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G			
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし						
実施結果 (D) (3月入力)							
評価 (C) (3月入力)							
改善 (A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	教育総務課 第二学校給食センター	
連絡先(内線・外線)	388-0330	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月14日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	保存食用冷凍庫/プレハブ冷凍庫	保存食用冷凍庫4台/プレハブ冷凍庫2台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
6月30日		9月30日		12月28日	
1月~3月 点検実施日		4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日	
3月31日		6月30日		9月30日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
10月~12月		○	1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷蔵庫/パルスルー冷蔵庫/冷凍冷蔵庫/プレハブ冷蔵庫	冷蔵庫1台/パルスルー冷蔵庫6台/冷凍冷蔵庫1台/プレハブ冷蔵庫4台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日
6月30日	9月30日	12月28日	3月31日
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵庫【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			定期点検(今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	ウォーターポンプユニット(真空冷却機)※冷凍冷蔵庫	ウォーターポンプユニット(真空冷却機)2台 出力11.25Kw
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日
6月30日	9月30日	12月28日	3月31日
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵庫【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			2台 1年に1回以上
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			定期点検(今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			実施した
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	GHP（ガスヒートポンプ）	GHP8台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月30日	9月30日	12月28日	3月31日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 			8台 (10～15.7kw)
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 (今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			実施した
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			充填なし
	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	EHP（電気モーターヒートポンプ）	EHP4台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月30日	9月30日	12月28日	3月31日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 (今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			充填なし
	遵守	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	1台 会議室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫／冷凍庫	4台（冷蔵庫3台、冷凍庫1台） 事務室／会議室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	6台 洗濯室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	1台 H27アクティ
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条 (駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上 (面積500㎡以上又は駐車台数40台以上) の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	49台
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第5条 (規制基準の遵守義務)	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない	送風機	片吸込シロッコファン11.0kw5台・18.5kw2台
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第8条, 第10条	<p>第8条 第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項 (〇特定施設の種類の数〇騒音の防止の方法) の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項 (〇特定施設の種類の数) の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号 (〇騒音の防止の方法) に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない</p> <p>第10条 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項 (〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地) に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない</p> <p>【特定施設】 (騒音) 空気圧縮機及び送風機 (原動機定格出</p>	送風機	片吸込シロッコファン11.0kw5台・18.5kw2台
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第6条	<p>ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法／前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない</p> <p>【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】</p>	蒸気ボイラー	小型貫流ボイラー連結型／定格出力：1,250kg/h（換算基準量2,000kg/h）／HKM-2000G-F／3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第11条	<p>届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法）若しくは第二号（添付書類に記載したばい煙量やばい煙濃度の量等）に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない</p> <p>【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】</p>	蒸気ボイラー	小型貫流ボイラー連結型／定格出力：1,250kg/h（換算基準量2,000kg/h）／HKM-2000G-F／3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第13条, 第16条	<p>第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない</p> <p>第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない</p> <p>【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】</p> <p>①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm³/窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上</p>	蒸気ボイラー	小型貫流ボイラー連結型／定格出力：1,250kg/h（換算基準量2,000kg/h）／HKM-2000G-F／3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。</p>	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条, 第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施人数	実施日	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	47	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 13.1% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	359	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%: 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	2	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	2	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
生ゴミ処理機の利用を推進し、排出されるゴミの減量化に努める。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
給食調理があった日は毎日使用しており、来年度も引き続きゴミの減量化に努める。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属(課等)	教育政策課	
連絡先(内線・外線)	059-382-9112(内:6172)	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月16日
	上半期提出日	令和4年10月5日
	下半期提出日	令和5年4月11日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	H16アクティ
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	使用済ポリ塩化ビフェニル使用変圧器・コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第2項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない （特別管理産業廃棄物保管基準（抜粋））①周囲に囲いが設けられていること。②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。(2)次に掲げる事項を表示したものであること。(イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先③保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。④保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。⑤特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。⑥容器に入れ密封すること。（腐食を防止するために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置を講ずること）	使用済みポリ塩化ビフェニル使用変圧器・コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第8項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。	使用済みポリ塩化ビフェニル使用変圧器・コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施日	実施人数	実施内容	実施時の写真撮影有無
該当なし				

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底
 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
 ※21%:令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	347	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 22.2% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1562	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。
 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」
 ※55%:令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	9	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 90.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	10	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

環境問題に対する関心を高めるとともに本市の温暖化防止に関する取組をPRするため、外部へのメール送信時や文書発送時に可能な限り署名欄や空白等を利用して、「鈴鹿エコモーション6」を掲載する。

【↓今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

メールの署名欄に定型的に組み込むなど、概ね実施できた。
 今後も、市内外の事業者などへのメールの際は、積極的に発信していく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】			
基本目標	基本方針	施策	
生活環境の保全と創造	健全な生活環境の保全	水環境の保全	
実施施策	公共施設建設時の雨水等の活用方法の検討	実施施策詳細 学校建設時の雨水等の活用方法の検討	担当G 学校施設G
年間計画 (P) (当初入力)	今年度、学校建設に係る設計（雨水等の活用方法の検討余地があるもの）はないため、今後の学校建設等の検討の際に雨水等の活用方法も検討する。		
実施結果 (D) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（雨水等の活用方法の検討余地があるもの）はなかった。		
評価 (C) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（雨水等の活用方法の検討余地があるもの）はなかったため、今後の学校建設等の検討の際に検討する。		
改善 (A) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（雨水等の活用方法の検討余地があるもの）はなかったため、今後の学校建設等の検討の際に検討する。		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言い難いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる		①事業の継続

【環境基本計画 2】			
基本目標	基本方針	施策	
低炭素社会（地球温暖化対策）の推進	新エネルギーの導入	新エネルギーの導入促進	
実施施策	公共施設における太陽光発電システムの導入	実施施策詳細 学校建設時等の太陽光発電システム導入の検討	担当G 学校施設G
年間計画 (P) (当初入力)	今年度、学校建設に係る設計（太陽光発電システム導入の検討余地があるもの）はないため、今後の学校建設等の検討の際に太陽光発電システムの導入も検討する。		
実施結果 (D) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（太陽光発電システム導入の検討余地があるもの）はなかった。		
評価 (C) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（太陽光発電システム導入の検討余地があるもの）はなかったため、今後の学校建設等の検討の際に検討する。		
改善 (A) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計（太陽光発電システム導入の検討余地があるもの）はなかったため、今後の学校建設等の検討の際に検討する。		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言い難いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる		①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	学校教育課	
連絡先(内線・外線)	6128	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月6日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
該当なし			
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま
す。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	947	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 24.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	3925	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度にグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を含む物品を購入した件数→	5	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 83.3% 徹底されている
「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度に購入した件数→	6	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
窓口カウンター等に環境に関する文書を掲示し、環境問題への市民へPRし、意識・関心を高める。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
目標に挙げたことの実施を進め、意識・関心を高めることができた。しかし、定期的に確認することなど課として、一人ひとりの意識をもっと高めていきたい。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	教育指導課	
連絡先(内線・外線)	6133	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月6日
	下半期提出日	令和5年4月19日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	環境行政	-
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】					
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する					
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値</p>					
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>2065</td> <td rowspan="2">【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 48.6% 徹底されている</td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>4251</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	2065	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 48.6% 徹底されている	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	4251
年間の電子決裁数を入力 →	2065	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 48.6% 徹底されている			
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	4251				

【環境目標 7】							
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める							
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値</p>							
<table border="1"> <tr> <td>単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →</td> <td>5</td> <td rowspan="2">【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 83.3% 徹底されている</td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R4年度に購入した件数 →</td> <td>6</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	5	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 83.3% 徹底されている	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	6
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	5	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 83.3% 徹底されている				
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	6					

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 → 0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
	作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
鈴鹿市学校EMS事業を受け、市内小中学校の中から実践協力校を指定し、体系的、継続的な環境教育の推進を行うとともに、市内各幼小中学校（園）にその成果を広めていく。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
・各学校（園）が地域の特性に応じた取組を継続的に実施することができた。小学校6校では、三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組を実施したことで、子どもたちの環境意識の向上につながった。今後も、全ての学校（園）で工夫しながら実施できるよう、啓発・助言をしていく。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
環境教育・学習の充実		環境教育・学習の推進		環境教育・学習の推進	
実施施策	環境教育年間計画作成及び「学校環境デー」における取組	実施施策詳細	環境教育年間計画作成・実施の推進、及び学校環境デー（6月5日）に合わせ、各学校における環境学習推進への指導、助言	担当G	指導G
年間計画（P） （当初入力）	5月：各学校への環境教育計画作成依頼 6～11月：学校環境デーの取組 6～2月：実施計画における指導助言 3月：報告				
実施結果（D） （3月入力）	全ての小中学校について、地域の実態や児童生徒の実態に合わせた取組が、年間指導計画に基づいて行われてきた。				
評価（C） （3月入力）	全ての学校において、社会、総合、理科といった、教科の学習過程に位置づけて環境学習に取り組む様子が見られた。				
改善（A） （3月入力）	取り組む学年に偏りがないように、学校全体、もしくは全ての学年で取り組む活動が増えるように助言をしていく。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続

【環境基本計画 2】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
環境教育・学習の充実		環境教育・学習の推進		環境教育・学習の推進	
実施施策	チャレンジ・エコスクールの実施 Suzuka-ECO2プロジェクトの取組	実施施策 詳細	学校（園）の教育活動における節電、節水等の取組推進	担当G	指導G
年間計画（P） （当初入力）	4月：Suzuka-ECO2プロジェクト実施校決定 5月～：各学校への取組依頼 6月～：チャレンジ・エコスクールの実施 9月～：Suzuka-ECO2プロジェクトの実施 9～2月：実施計画における指導、助言 3月：報告				
実施結果（D） （3月入力）	全ての幼稚園、小中学校について、地域の実態や幼児児童生徒の実態に合わせた取組が、年間指導計画に基づいて行われてきた。				
評価（C） （3月入力）	環境学習に関連する図書やICT機材・出前授業などを活用し、各学校のテーマに合わせて、学習を深めていく様子が見られた				
改善（A） （3月入力）	すべての学校・すべての学年において体験的に学ぶ機会が保障されるよう、指導助言をしていく。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属(課等)		教育支援課
連絡先(内線・外線)		6152
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月14日
	下半期提出日	令和5年4月6日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等に対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <p>●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全</p> <p>●簡易点検・定期点検</p> <p>●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止</p> <p>●点検・整備の記録作成・保存</p> <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	空調機器（業務用・第一種特定製品）	3台 さつき教室
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月30日	9月30日	12月28日	3月25日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
	○	○	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検（今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	けやき教室／1台 さつき教室／1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式・液晶式）	けやき教室／液晶1台 さつき教室／ブラウン管1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	鈴鹿480あ323 鈴鹿580い9403 鈴鹿580い9405 鈴鹿480あ133 鈴鹿480う8180 鈴鹿480う9786
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式／8人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条, 第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数	実施日	該当なし	
名	訓練内容		
	実施時の写真撮影有無		

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま
す。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	834	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 35.4% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2354	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度にグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を含む物品を購入した件数→	2	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 10.5% もう少し努力できる
「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度に購入した件数→	19	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
各学校の児童会・生徒会が中心となりSDGsを意識して環境美化活動に取り組み、PTAや地域が実施する環境美化活動に対し、児童生徒が積極的に参加するように働きかける。 環境問題に対する市民の関心を高めるため、イベント等でのゴミの分別や持ち帰りの大切さを周知する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
SDGsを意識した環境美化活動に取り組む学校が多くなった。PTAや地域が実施する環境美化活動に対し、児童生徒が積極的に参加するように働きかける。イベント等でのゴミの分別や持ち帰りの大切さを周知する機会が少なかったため、環境問題に対する市民の関心を高めらるるよう改善したい。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属(課等)	鈴鹿市人権教育センター	
連絡先(内線・外線)	059-384-7411	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月7日
	上半期提出日	令和4年10月25日
	下半期提出日	令和5年4月12日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えい等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製品)	3台:人権教育センター(多目的室外×1,事務室外×1,図書・相談室外×1)
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日
6月30日	9月30日	10月20日	2月24日
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
○	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			定期点検(今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	8台：一ノ宮分館 （分館西×4、 憩いの家北×3、憩いの家東×1）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
6月30日		9月30日		10月20日	
				1月～3月 点検実施日	
				2月24日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月		7月～9月		10月～12月	
○		○		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

3		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	1台：玉垣分館 （分館東×1台）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
6月30日		9月30日		10月20日	
				1月～3月 点検実施日	
				2月24日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月		7月～9月		10月～12月	
○		○		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台 [人権教育センター 1台 一ノ宮分館 1台]
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	2台 [人権教育センター 1台 一ノ宮分館 1台]
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	66	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 95.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	69	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満：「もう少し努力できる」 55%以上：「徹底されている」
 ※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
------------	---	---

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

「子どもの居場所づくり事業（共生交流ひろば・キラキラ☆こども村）の人権教育センターが開催するイベント開催時に、ごみの分別を呼び掛けたり環境啓発ポスターを掲示したりすることで、環境保全に対する意識の醸成を図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

・「子どもの居場所づくり事業」は感染症対策を徹底して、年間29回実施した。
 ⇒ 環境保全に対する意識向上の取組としては、リユース紙の使用や節電をセンター利用者に呼び掛け、協力してもらった。

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--